

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会

電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第26回）

議事録

日時：令和7年6月6日（金曜日）10：00～11：29

場所：経済産業省 本館 9 階 東 1-1 会議室及びオンライン（ハイブリッド）

議題

- ・ 整合規格案の確認等について

議事内容

○事務局（佐々木） それでは、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会第26回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

事務局の経済産業省製品安全課の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、経済産業省の会議室とTeamsによるオンラインとのハイブリッド形式にて開催いたしまして、ユーチューブにて議事をリアルタイムで配信、公開をしております。今、機材の不手際で配信ができていないという状況ですけれども、このまま続けさせていただきます。

それでは、以後の議事進行につきましては、渡邊座長にお願いしたいと思います。渡邊座長、よろしくお願いいたします。

○渡邊座長 おはようございます。職業能力開発総合大学校の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず議事に入る前に、事務局より委員の出欠の確認をよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木） 本日は、ハイブリッド形式での開催としておりまして、また、委員の交代もございますので、その御紹介も兼ねまして、委員お一人ずつ御所属とお名前を順番におっしゃっていただき、簡単に御挨拶いただければと思っております。

なお、オンラインで御参加の委員におかれましては、御発言いただく際には、Teams会

議のマイク機能とカメラ機能をオンにさせていただいてから御発言をお願いいたします。会議室で御参加の皆様はそのまましゃべっていただければと思いますけれども、この後、質疑等で御発言の際は、ネームプレートを立てていただければ、こちらから御指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、名簿順に、まず大野委員。大野委員につきましては、持丸委員から交代しまして、今回から本ワーキンググループの委員として御参画いただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○大野委員 産業技術総合研究所人工知能研究センターの大野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木） ありがとうございます。次に、加藤委員、よろしくお願いいたします。

○加藤委員 電気安全環境研究所の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木） よろしくお願ひします。ありがとうございます。次に、釘宮委員、よろしくお願いいたします。

○釘宮委員 消費生活アドバイザーの釘宮でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木） よろしくお願ひいたします。次に、久保田委員ですけれども、下村委員から交代しまして、今回からワーキングの委員として参画いただくことになっております。よろしくお願いいたします。

○久保田委員 明治大学の久保田でございます。今回からということで、よろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木） よろしくお願ひします。次に、坂本委員、よろしくお願いいたします。

○坂本委員 上智大学の坂本と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木） よろしくお願ひいたします。次に、中村委員ですけれども、青柳委員から交代しまして、今回からワーキングに参加いただきます。よろしくお願いいたします。

○中村委員 公益社団法人日本消費生活アドバイザーコンサルタント相談員協会の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木） よろしくお願ひします。次に、松岡委員ですけれども、笠原委員から交代しまして、今回からワーキングに参加いただきます。よろしくお願いいたします。

○松岡委員 I E C E E の国内審議委員会から参加させていただきます松岡と申します。所属は、株式会社U L Japanということで認証業務に携わっております。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木） ありがとうございます。次に、矢代委員、よろしくお願いいたします。

○矢代委員 製品評価技術基盤機構の矢代です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木） よろしくお願ひします。次に、山崎委員ですけれども、多氣委員から交代しまして、今回からワーキングに参加いただくことになっております。よろしくお願いいたします。

○山崎委員 電力中央研究所・山崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木） よろしくお願ひいたします。また、事務局にも異動がございまして、遠藤の後任として江藤が着任しておりますので、御報告いたします。

なお、今回のワーキングから、本日審議されます整合規格案である J I S の原案作成団体関係者の方、オンラインと対面でも御参加いただいております。よろしくお願いいたします。

以上、委員につきましては、10名中10名全員の方に御出席いただいております。

○渡邊座長 多くの委員が新任ということで、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

委員の出席者が現在過半数を超えており、定数に達していますので、本日のワーキングが成立することを確認いたしました。

次に、配付資料の確認を事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木） 配付資料ですけれども、会場の方には i P a d に保存しまして、オンライン参加の方には事前にメールで送信させていただいております。

まず、議事次第がありまして、その次、資料1ワーキンググループの委員名簿、その次が資料2「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」という縦の紙です。資料3が「改正通達案（別表第十二）」というもので、別表第十二の改正後の資料でございます。それから、資料4-1、整合確認書でございまして、ここからは整合確認書が今回審議する規格順に続いておりまして、4-1から4-9までとなっております。

資料につきましては、Teams画面で表示いたしますけれども、見えづらいようであれば、

お手元の資料を御覧いただければと思っております。

資料につきまして不足等ございませんでしょうか。

○渡邊座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。前回、令和6年10月に行いました第25回ワーキングでは、23規格のJ I Sについて御確認いただきまして、同年1月末日に原案どおり改正を行い、適用されております。

本日は、9規格のJ I Sについて技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

まず、今回審議する整合規格案の概要について、事務局より御説明をよろしくお願いたします。

○事務局（佐々木） それでは、佐々木から説明させていただきます。

今回、整合規格として御確認いただきたい規格の概要について御説明させていただきます。お手元の資料2を御確認いただければと思います。

まず、電気用品の技術上の基準を定める省令、技術基準省令の解釈についての一部を改正する通達についてという資料でございます。

まず、1. 概要でございますけれども、技術基準省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものであるということで、その下位規定としまして、技術基準省令の解釈というものを定めております。この解釈の別表第十二におきまして、国際規格等に準拠した規格ということで、技術基準省令に整合する公的規格、主にJ I Sを整合規格として今お示ししているところでございます。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるために、既に採用済みのJ I Sの最新版への見直しを行うというものでございます。つまり、I E C規格が改正されたことを受けまして、それに伴い、J I Sも改正されておりますので、その改正されたJ I Sをこの別表第十二に反映させるということになっております。

続きまして、2. 改正の内容ですけれども、改正方針としまして、I E C規格に準拠したJ I Sを取り入れるということでございまして、より一層の国際整合化を図るということで、現行規格を改正してまいります。

改正する規格の数につきましては、今回は9規格となっております。改正の区分といたしましては、全て採用済みのI E C規格に準拠したJ I S、こちらをより新しい版に置き換えるものということになっております。詳細につきましては、後ほど担当から御説明

を差し上げます。

それから、猶予期間の経過により削除する規格の数、こちらは11規格ございます。こちらにつきましても、詳細は後ほど御説明いたします資料3の中で御説明を差し上げたいと思います。

次に、廃止する規格の数ですけれども、今回1規格が廃止する規格となっております。具体的には、J60598-2-7というものになりまして、照明器具—一般移動灯器具に関する安全性要求事項というものになりますけれども、こちらはJ60598-2-4というものに統合されることに伴いまして廃止ということにしております。

それから、今後のスケジュールでございます。本日の審議で順調に承認ということになれば、パブリックコメントにかけることになっておりまして、パブコメにつきましては、7月以降実施予定で、期間としては30日間ということになっております。

それから、解釈の改正、別表第十二に反映させる時期につきましては、本年、令和7年8月末を予定しております。ただし、改正から3年間につきましては、置き換える前のJISにつきましては、従前どおり使えるということになっております。

このうち、例外としまして、猶予期間を設けないJ61347-2-13、平成29年のもの、こちらは除くということにしております。こちらにつきましては、LED用のACアダプターの規格になりますけれども、併読するJ61347-1という通則がございますが、こちらの期限が令和7年8月30日までとなつてございますので、併せて廃止になってしまうということになりますので、猶予期間を設けないという整理になってございます。

続きまして、資料3を御確認いただければと思います。

資料3が別表第十二の表そのものでございまして、本日ワーキングで審議されます9規格が順調に採用されたという前提で書きましたものをお示ししたものでございます。資料途中、水色の網かけの部分が改正の部分になっておりまして、灰色の網かけ部分につきましては、先ほど御説明した削除のものということになってございます。

具体的には2ページ目に行ってくださいまして、一番下でございますけれども、例えばJ60335-2-2、平成20年の規格、こちらにつきましては、期限が令和7年8月30日まで有効となっておりますので、この別表第十二が適用される頃には廃止となるというものでございます。

同様に、本年1月末に別表第十二を改正しておりますけれども、その1月末から今回の改正予定である令和7年8月末まで、この間に廃止されるものにつきましては、今回網か

けとしているもので、その規格が11規格あるということでございます。

続きまして、採用する規格でございますけれども、ちょっと飛んでいただきまして、5ページ目の中段でございます。J60335-2-54、2025年となっておりますけれども、今回御審議いただいて採用する予定の規格でございます、こういう形で青色にした上で、今回の2025年と今年の年を振って規格に採用するというので、その一段下が2024年の同じ規格となっておりますけれども、こちらの規格につきましては、今回審議する規格が採用されるということをもって不要になりますが、猶予期間として3年待つということで、令和10年8月30日までは有効とした上で、この時期が来た段階で、今回、灰色の網かけの規格のように削除するというような手順を進めたいと思っております。

資料2、3の説明は以上でございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明のありました内容、資料2、3につきまして、何か委員の先生方から質問等ございますでしょうか。このワーキングの目的等々を御説明いただきましたので、この趣旨に従いまして進めていくことになると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

釘宮先生、よろしく申し上げます。

○釘宮委員 消費者生活アドバイザーの釘宮でございます。

ただいま御説明がありました廃止する規格ということで、J60598-2-7が2-4に統合されるというお話でございました。資料3を拝見しますと、J60598-2-7につきましては、令和10年8月30日まで有効のように書かれているように思われますけれども、これは廃止にはなるが、ここまでは有効という理解でよろしいのでしょうか。教えていただければありがたいと思います。

○事務局（佐々木） 事務局・佐々木でございます。

御指摘のとおりでございます、今回、改正に伴い廃止になる規格もそうですし、統合に伴い廃止する規格も同じでございます、通常どおり3年間の猶予期間をもって廃止ということになります。

今回、特記いたしましたのは、置き換わる規格がないのに廃止になるということで特記させていただいたということでございます。

○釘宮委員 分かりました。ありがとうございます。

○渡邊座長 よろしいでしょうか。そのほか、何か御質問、コメント等ございましたら、御発言をよろしく申し上げます。

(「なし」の声あり)

特にないようでしたら、続けてまいりたいと思います。

では、続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入りたいと思います。

資料2の別添1の一覧表に沿って、上から順番に事務局から論点説明の後、質疑応答をいただくというように進めていきます。

では、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局(橋本) 事務局の橋本です。よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、説明に移らせていただきます。

本日は審議案件が多く、時間的制限もある関係から、お手元の資料2を御覧いただきまして、2ページ目の別添1の一覧表にございます1番から3番までの、JIS C 9335、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性の規格群について、整合確認書の内容が類似していることもございますので、誠に恐縮ですが、まとめて説明させていただきます。

まず初めに、整合規格へ採用するJISの概要について説明させていただきますので、同じ資料2の3ページ、別添2を御覧ください。1番から3番までのJISの概要をこれから通して説明させていただきます。

まず1番目のJIS C 9335-2-54について説明いたします。

規格の適用範囲ですが、バッテリー駆動機器、その他の直流駆動機器を含め、定格電圧が250V以下の液体洗浄剤または蒸気を使用することによって、表面を清掃することを意図した家庭用電気掃除機の安全性について規定しております。壁紙はがし機及び電熱素子または液体容器を加圧するための手段を組み込んでいる表面清掃機器もこの規格の適用範囲となっております。

電気用品名としては、その他の工作用または工芸用の電熱器具がございます。

主な改正内容についてですが、規格全般として、その構成を通則であるJIS C 9335-1の最新版に整合させております。また、7.1項で、必要に応じて外部可触表面に表示する記号の注意表示の追加。7.15項で、外部可触表面に規定する表示箇所の要求を追加しております。箇条11で外部可触表面に関する測定方法、温度限度値を追加。それから、箇条12で金属イオンバッテリーの要求事項を追加。22.6項で水抜き穴の取扱いを明確化。30.2項で表面清掃機器及び壁紙はがし機の取扱いを明確化しております。

以上が1番目のJIS C 9335-2-54のJISの概要についての説明になります。

続きまして、2番目、JIS C 9335-2-67についてございます。

適用範囲ですけれども、スクラビングや湿式または乾式ピックアップなど、以下に記された用途で人工的な表面を持つ床に用いられる屋内及び屋外で用いられる業務用の駆動床処理機の安全性について規定しております。

電気用品名としては、電気床磨き機がございます。

次のページを御覧いただきまして、4ページ目、主な改正内容ですが、7.12項で、取扱説明書における機器の使用を意図していない人の定義の見直し。あと、7.12.9項で、同じく取扱説明書について、これは最近増えている取扱説明書を電子化対応した場合の要求事項を追加しております。また、8.1.1項で、この規格では、一般公開されるエリアに設置されるとは見なされないため、検査プローブ18が適用されない旨を明確化しており、19.101項で、機器用アウトレット及びコンセントを持つ機器に対する試験を追加。25.7項で、使用できる電源コードの要求事項を追加しております。

以上が2番目のC 93352-67の説明となります。

続きまして、3番目のJIS C 9335-2-79について説明いたします。

規格の適用範囲ですけれども、定格圧力が2.5 MPa以上、35 MPa以下で、自走機構を持たない屋内用及び屋外用の家庭用及び業務用高压洗浄機の安全性について規定しております。電気用品面としては電気ポンプがございます。

主な改正内容についてでございます。7.1項ですが、安全性向上のため、シリアル番号、機器の名称、モータ駆動清掃ヘッドなどの記載要求などを追加して、意図しない始動で危険とならないようにしております。

それから、箇条9のモータ駆動機器の始動について、安全性向上のため、こちらも意図しない始動で危険とならないように、要求事項を追加しており、19.104項、またそれに続く箇条21や、それ以降に記載されたものについても、安全性向上のための要求事項を追加するものとなっております。

以上が1番から3番までのJIS C 9335の規格群の説明となります。

次に、資料4の整合確認書について御説明申し上げます。

技術基準省令の要求事項をJISが満たしているかどうか確認するのがこの整合確認書になりますが、1番から3番までのJIS C 9335の規格群として、整合確認書の内容が類似しておりますので、こちらもまとめて御説明させていただきます。

まず資料4-1を御覧ください。時間の関係もあり、従来どおり、主に非該当となった部分について説明させていただきます。

13ページを開いていただきまして、第十八条、雑音の強さについて、この規格の中では雑音の強さについての規定がございませんが、別途、補足として右側に書かれておりますとおり、J55014-1などにおいて雑音の強さの基準がございまして、そちらの基準を適用することになりますので、この整合確認書では該当とさせていただきます。

また、第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示について、この規格のその他の工作用又は工芸用の電熱器具は対象品目ではございませんので、非該当とさせていただきます。

以上がこの資料4-1の説明になりますが、資料4-2と資料4-3についても非該当となった部分の説明は同じものになりますので、恐縮ですが、説明を割愛させていただきます。

以上で1番から3番のJIS C 9335規格群の説明を終わらせていただきます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま、資料4-1から4-3について、その内容につきまして説明がございました。この内容につきまして、先生方から何か御質問、御意見、コメントでも結構でございますが、何かございましたら、御発言をよろしく願います。特に先生方から御意見はございませんか。

ないようでしたら、私から1つコメントだけ言わせていただきます。内容については、特に言うことはないのですが、毎回、言わせていただいておりますが、年度の最初なので、確認と発言をさせていただきます。

第7条の第2号の感電に対する保護というところの技術条文について、私はいつも違和感を覚えているのですが、技術基準についての条文を変えるというのは非常に難しいことではございますけれども、一応、判定等に携わる者として言わせていただきますと、接触電流は人体に影響を及ぼさないように抑制されていることとあります。この接触電流という定義が電気用語の中であるのかどうかという点で、感電に対する保護というものに対しては、接触電圧に伴う人体に流れる通過電流が人体に影響を及ぼさないように抑制されるというのが正しい表現だと思います。

ですから、電流は流れるものであって、電圧は接触するものであって、ここの接触電流というのが、どうも毎年毎年違和感を覚えて毎回言っているのですが、技術基準の内容というのは改正が非常に難しいとは思いますが、一応そういう目も含めながら御検討いただければと思います。また、そういった機会があれば、ぜひ御検討いただければと思います。というのが私の1つ目のコメントです。

それから、もう一点が、第十二条のところにありますが、最初のところの資料の内容でいくと、金属イオン系バッテリーの要求事項を追加したということであると思いますが、この中で、化学的危険源による危害又は損傷の防止ということで、リチウムイオン電池の漏れだとか、圧力に対する安全性だとかは非常に重要なことだと思うのです。この規格の箇条の中で、その化学物質に対する流入だとか溶出だとか、そういったことが人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えることのものというのと、先ほど言われた金属イオンバッテリーの項目を追加したというところが、どうも規格の中に含まれていないような気がしているのですが、この中で金属イオン系バッテリーに関する項目はどの辺を見ればいいのか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

以上2点でございます。

○事務局（佐々木） ありがとうございます。まず1点目につきましては、技術基準省令の条文がおかしいのではないかという御指摘と理解してよろしいですか。

○渡邊座長 そうです。

○事務局（佐々木） こちらにつきましては、一両日中に直しますというものでもありませんので、どこかのタイミングで、先生の御指摘も踏まえた改正ができるように……

○渡邊座長 省令改正のときに、ぜひよろしく願いいたします。

○事務局（佐々木） ありがとうございます。2点目につきましては、この整合確認書というよりは、J I S策定時そのものことかと思えますけれども、これはJ E Tさんになるかと思うのですが、こちら、いかがでしょうか。

○電気安全環境研究所 御指摘いただいた件につきましては、パート1、JIS C 9335-1の中で議論すべき内容なので、この個別規格のほうで私のほうで述べるのが妥当かどうか、正直、分からないのですけれども、個人的な意見を言っても意義があるか分からないですが、335の考え方から述べさせていただきます。

335の中では、化学的な流出の人体への影響というのは、リチウムは基本的に影響がないものという扱いにしていると思っています。危ないものは、昔からあるニッカドバッテリーとか、あちらの毒性のほうを意図しているのかなと思っていて、リチウムに関しては、国際規格のほうです。J I SがベースにしているのはI E Cですから、I E C規格のほうは、そのような考えで扱っているのかなと推察しております。

以上です。

○渡邊座長 ありがとうございます。それにつきまして、また私のほうで少し追加の質

問なのですが、今言われたことに納得いたしました。

資料4—1の状況がそういうことで、例えば、次の資料4—2の業務用床処理機の個別要求事項に関する内容で、同じ条文の同じようなところで、同じように金属イオン系バッテリー関係のところの規格内容では、はっきりとバッテリーをもつ機器は、バッテリーから漏れた電解液がこの規格の要求事項への適合を損なわないような構造でなければならないと書かれておりますので、構造的な問題だとか、その製品による使い方ではないですけれども、電源関係のところが若干異なっている考え方かなと思ってよろしいのでしょうか。

○電気安全環境研究所　こちらも昔から入っている条項だと思っているので、どちらかというと鉛バッテリーとかを想定しているのではないかと推察いたします。

○渡邊座長　昔から入っているのですね。あえてリチウムとかそういったものではないと。分かりました。

私ばかりで済みません。そのほか、先生方から何か該当、あるいは非該当のところ——非該当のところの主になると思いますけれども、何かお気づきの点、御意見、御質問等ございましたら、御発言をよろしく願いいたします。山崎先生、お願いします。

○山崎委員　私もこちらの技術基準のほうなので、ここで指摘するところではないかもしれませんが、十八条で雑音のお話があったのですが、用語の雑音といったときに、音のほうと電磁波のほうと区別するとき、電波雑音と言ったり、電磁雑音と言ったりして区別することがありますので、そこだけ指摘させていただきます。

○事務局（佐々木）　ありがとうございます。こちらも技術基準省令に関わる話ですので、何かのタイミングで併せて検討したいと思います。

○渡邊座長　ありがとうございました。各委員の先生方の御専門のところでは何かお気づきの点がありましたら、御発言いただければ、すぐにではなくても、その意見でいろいろと動いていただけたらと思いますので、御遠慮なく御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

そのほか、何か内容等につきましてお気づきの点等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、ただいまの資料1、2、3の内容につきましては、現状、先生方から意見がないということで判断させていただきます。ありがとうございます。また後ほどでも結構ですので、お気づきの点がございましたら、御発言いただいて結構でございますので、よ

ろしくお願いいたします。

それでは、続けて次の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（橋本）　　続きまして、お手元の資料2の4ページ目、JIS C 8472、ライティングダクト—照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項について説明させていただきます。

規格の適用範囲ですが、照明器具に電源を供給する2以上の極を備え、次のいずれかから成ると、以下3点記載されておりますが、このいずれかからなる照明器具用ダクトシステムについて規定しております。

この規格は、壁や天井に、取り付け、埋め込み又は吊り下げて、通常の室内で使用するよう設計した照明器具用ダクトシステムに適用いたします。電気用品名としましては、ライティングダクト、ライティングダクト用のカップリング、ライティングダクト用のエルボ等、ここに書かれてあるものがございます。

続きまして、主な改正内容についてですが、箇条1の適用範囲に、照明器具への給電以外の制御信号、又はオーディオ信号を目的とする補助回路を設けたシステム及び非常用照明器具専用の識別された回路を設けたシステムを追加しております。

また、3.1項で用語の定義を見直して、規格名称も照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項と改めております。

箇条6において、取扱説明書への表示や記載に関する要求事項、細かいことはここに書かれてありますけれども、これを追加しております。

6ページになります。8.11項で、使用上の互換性及び安全性を確保するための要求事項を追加しております。

それから、8.12項と8.13項で、非常時用照明器具に使用する照明器具用ダクトシステムに関する要求事項を追加するなどしております。

以上がJISの概要についての説明になりますが、続きまして、整合確認書でございます。資料4—4、9ページを御覧ください。

第十二条、化学的危険源による危害または損傷の防止について、当該製品は一般的に化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当とさせていただきます。

また、第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害防止、これについて当該製品は、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当

とさせていただきます。

次、10ページになりますけれども、第十五条、始動、再始動及び停止による危害の防止、これについて当該製品は、一般的に不意な始動により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当とさせていただきます。

それから、12ページ、第十七条、電磁的妨害に対する耐性、こちらについては、当該製品は、一般的に電氣的、磁氣的、又は電磁的妨害により安全機能に障害が生じることはないため、非該当とさせていただきます。

また、十八条、雑音の強さ、こちらは、当該製品は、一般的に放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないため、非該当とさせていただきます。

そして最後、13ページ、第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示、これについて、この規格の照明器具用ダクトシステムは対象品目ではございませんので、非該当とさせていただきます。

以上、JIS C 8472の説明を終わらせていただきます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま、資料4-4を御説明いただきまして、ライティングダクト-照明器具用ダクトシステムの安全要求事項ということで御説明がありました。添付資料2-1、2-2、それから説明いただきました資料4-4の内容につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、御発言をよろしく願いいたします。特にございませんでしょうか。

3.1項のところ、ライティングダクトと従来は定義していたのを、ライティングダクトシステムという用語に変更したということで、大きな適用範囲というのは変わらないわけですね。ライティングダクトだけで定義されている、ただ名前がライティングダクトシステムという形に変わったということのようでございますが、特に何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

該当、非該当等、特になければ、次に進ませていただきます。次の説明をよろしく願いいたします。

○事務局(橋本) 続きまして、資料2の別添2の6ページでございます。5番目になりますけれども、JIS C 8105-2-4、照明器具-第2-4部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項について御説明いたします。

まず、規格の適用範囲ですが、電気光源を用いる、又は組み込むように設計された一般

用照明器具のうち、屋内用及び／又は屋外用の移動灯器具であって、250V以下の電源電圧で使用するものの安全性要求事項について規定しております。

この規格は、庭園及び花壇のような場所で使用する可搬型庭園灯器具、台座付きのものなどいろいろ描かれてありますけれども、こちらにも適用するものとなっております。

電気用品名としましては、電気スタンド、装飾用電灯器具、庭園灯器具などがございません。

主な改正内容ですが、対応国際規格の改訂を受けて、JIS C 8105-2-7、可搬型庭園灯器具、こちらを併合することになり、適用範囲も屋外用及び屋内用の両方に対応するように改めております。

また、4.5項、4.6.1項、4.7.8項もこのJIS C 8105-2-7を併合した内容に対応するため要求事項を改めたものとなっております。

以上、簡単ですが、JISの概要はこれで終わりになりまして、続きまして、整合確認書、資料4-5になります。こちらを御覧ください。資料4-5の8ページになります。

第十五条、始動、再始動及び停止による危害の防止について、当該製品は一般的に不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当とさせていただきます。

次に、10ページの第十八条、雑音の強さについて、この規格の中では、雑音の強さに関する規程は特にないのですが、別途、J55015などにおいて雑音の強さの基準がございますので、こちらの基準を適用することになりますので、ここでは該当とさせていただきます。

次に、11ページの第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示について、この規格の照明器具は対象品目ではございませんので、非該当とさせていただきます。

以上、JIS C 8105-2-4の説明を終わらせていただきます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま、資料4-5の照明器具、一般用移動灯器具に関する安全性要求事項の内容につきまして、御質問、御意見、コメントでも結構でございますので、何かお気づきの点等ございましたら御発言をよろしく願います。ウェブの先生方も何かございましたら、挙手いただけるか、マイクをオンにさせていただいて、何か御発言いただければ結構だと思います。特にございませんでしょうか。

この器具につきましては、特に十七条、十八条辺りのところで、電磁的妨害に対する耐性だとか雑音の強さだとか、その辺のところ、該当で見られて、押さえられております。

しっかりと御確認いただければと思います。

(「なし」の声あり)

特に大きな問題点、御質問、御意見等なければ、次に順次進めさせていただきたいと思
います。

それでは、次の御説明をよろしくお願いたします。

○事務局（江藤）　　続きまして、6番の御説明をさせていただきます。この4月からこ
ちらの電気用品規格関係を担当させていただいております江藤と申します。私から御説明
差し上げます。

まず、資料2、別添2ですけれども、こちらの6番、JIS C 9300-10、アーク溶接装置
—第10部：電磁両立性（EMC）要求事項ということでございます。適用範囲につきまし
ては、溶接電源及びワイヤの送給装置、それから冷却水の循環装置、アーク起動装置、ア
ーク安定化装置、それからバッテリー駆動式装置の充電器などの附属装置を含むという
こと、それからアーク溶接及び類似のプロセス用の装置の電磁両立性要求事項について規定
されているものでございます。主な電気用品としては、アーク溶接機ということになりま
す。

こちらの改正内容でございますけれども、附属書Dでバッテリー駆動装置用の要求事項
の追記、それから同じく附属書Eの無線機器を含む装置の要求事項の追記となってござい
ます。

続きまして、資料4—6の整合確認書のほうで御説明させていただきたいと思
います。

こちらのほう、非該当の分を御説明させていただきたいと思
いますけれども、18ページ
の第十四条、これにつきましては、無監視状態での運転ということはございますが、この
対象となるアーク溶接機は、人が手に持って使用するといった手動機器であるということ
なので、無監視状態での運転は想定されていないため、非該当にすべきではないかという
判断をさせていただきます。

それから、21ページから23ページの第二十条につきましては、扇風機、換気扇等、当該
規格の適用範囲を含まれないということなど、こちらのほうは非該当であろうというよう
に判断させていただきます。

以上がJIS C 9300-10の御説明となります。

○渡邊座長　　ありがとうございました。ただいま、資料4—6及び資料2の附属、添付
2の内容につきまして御説明をいただきました。

ただいまのアーク溶接気電磁両立性（EMC）の要求事項につきましての御判断、御説明につきまして、委員の先生方から何か御意見、御質問、コメント等ございましたら、御発言をよろしくお願いいたします。ウェブの先生方も何かございましたら、挙手または御発言でよろしくお願いいたします。大きな問題点はないと思いますが、何かございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

ないようでしたら、次に進めさせていただきたいと思います。

それでは、次の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（江藤） それでは、続きまして、資料2、別添2の7番の御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、JIS C 8122の差込みランプソケットの規格でございますが、適用範囲といたしましては、電源電圧250V以下のランプ及び準照明器具（セイルミネア）を接続用の差込みランプソケットB15d及びB22d、こちらについて規定するものでございます。

この規格は、照明器具一体形のランプソケット、又は電気機器組込み用ランプソケットについても適用されるものでございます。

電気用品といたしましては、ランプレセプタクル、それからキーレスソケット、キーソケット、プルソケット、ボタンソケット、その他のソケットというようなものがございます。

次のページ、主な改正内容でございますけれども、7.5項の感電保護の分類に“部分的強化絶縁ランプソケット”、それから“外郭付強化絶縁ランプソケット”を追加してございます。

16.8項で、我が国で使用されているランプソケットにつきまして、背板型ランプソケットの固定用ねじ及び締めつけトルクの追加がされているものでございます。

それから、箇条18におきまして、導電路を形成しない無機質材料、例えばガラスとセラミックなどがございますけれども、この沿面距離につきまして、関連する空間距離の値より大きくする必要はないということを追加しているものでございます。

また、20.1項におきまして、へこみ深さによる判定方法の記載を削除してございます。

本件につきまして、整合確認書の御説明をさせていただきます。資料4—7でございます。

こちらにつきまして、非該当としている部分でございますけれども、9ページ、第十二

条でございます。こちらにつきましては、化学物質の流出、溶出によって人体の危害ということがございますが、このような製品につきまして、一般的に化学物質が流出または溶出することにより、人体への危害とか物件損傷のおそれがないと判断いたしまして、非該当が妥当と考えてございます。

また、9ページの十三条でございますけれども、こちらも人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないと判断しまして、非該当が妥当だと考えてございます。

10ページから第十五条1項、2項、3項の始動、再始動、それから停止による危害の防止でございますけれども、この製品につきましては、不意な始動とか再始動、それから停止というのは考えにくいということなので、いずれも非該当が妥当であると考えてございます。

12ページの第十七条でございますけれども、電磁的妨害に対する耐性につきましても、こちらの電氣的、磁氣的及び電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることはないとは判断いたしまして、非該当が妥当と考えてございます。

同じく、次ページの十八条でございますけれども、こちらにつきましても、雑音の強さ、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないと判断いたしまして、こちらも非該当が妥当と考えてございます。

それから、13ページ以降の第二十条でございますけれども、こちらも1号、2号、3号、4号につきまして、当該規格の適用範囲に含まれないということで、非該当と考えてございます。

以上、7番の御説明でございました。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま、御説明いただきました資料4―7及び資料2、添付2の7ページのところの差込みランプソケットの内容につきまして、何か委員の先生方から御質問、御意見、コメント等がございましたら、よろしく願いいたします。――山崎先生、お願いします。

○山崎委員 13ページです。上のほうなのですが、IECの図を引用しているようなのですが、これで合っていますか。対応するJISの図があると、そちらを引用するのかなと思ったのですが。

○事務局（佐々木） 合っていますかといいますと。

○山崎委員 IECの図をこういうところで直接引用……これで合っていれば全然いいのですけれども、対応するJISになっていれば、JISの規格名がここに出てくるのか

など思ったのです。ちょっと的外れかもしれませんが。

○事務局（佐々木） 8の8.4項の中に、IEC 60417を直接引用していることについて、J I Sの規定でこれで合っているかということですか。こちらは照明工さんですか。いかがでしょうか。

○日本照明工業会 こちらは、記号が丸の中にアースマークという形になりまして、J I Sにはなく、IEC 60417の図記号を充てているといったところになりますので、ここは合っているということになります。

○山崎委員 分かりました。失礼しました。

○渡邊座長 保護接地端子には、IEC 60417の図記号番号5019を表示しなければならないというのは、今のままで結構だということです。ありがとうございました。

そのほか、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

なければ、私からよろしいでしょうか。11ページの第十六条のところ、保護協調及び組合せというところ、該当で、箇条11の11.2という端子の項目が書かれているのですが、この差込みランプソケットというのは差込み型であって、端子がどの辺にあるのかよく分からないのです。

ここで保護協調というのは、その電流に対して接続する線の太さがちゃんと協調して、十分な断面積を持っていないといけないという項目が対応しているというのですが、これは差込みランプソケットの受け側というか、雌側というか、そちら側についている端子のことなのですか。ちょっと構造的に分からないので。7ページの図を見ると、どの辺が端子になるのかなと思って、差込みだったら、差し込むだけかなと思っていたのですが、分かる方がいらっしゃいましたら、御説明をお願いしたいと思います。

条文に書かれているので、どこかに端子があるのかなと思うのですが、図中のどの辺になるのですか。差込みランプソケットというので、コンセントみたいなところにカチャッと入れるのかな、そのソケットかなと思っているのです。そこにランプをつけるはずなので、そうすると、その端子はどこにあるのかなと思ったのです。

同じように、端子の項目としては、第七条のところに、箇条11の端子で、端子は導体を正しく取り付けた後、ランプ着脱の操作の前、操作中及び操作後の充電部と可触金属部又はスイッチの可動部との間で偶発的に接触する危険がないように配置しなければならないと書かれているのです。端子があると思うのですが、端子がどういうものなのか想像がつかないので、説明だけお願いしたいなと思いました。

この条文でいくと、端子は必ず導体に接続されるものですので、差込み型ではなくて、何か出ているのか、その辺が私の勉強不足で分からないのですが。

○事務局（佐々木） 照明工さん、いかがでしょうか。

○日本照明工業会 こちらに書かれている内容なのですからけれども、差込み型なので、ランプ側にはピンがありますので、そちらの受け側の接触点を端子という形で描かれております。

○事務局（佐々木） このソケットの内側にある電球や何かとの接続部分ということですか。

○渡邊座長 電球は普通、接触点とかそういったのでありますよね。ここで線がつながるといえるのは、その下側に出ている……

○日本照明工業会 下です。この図で言うと、下のピンのほうです。

○渡邊座長 ピンの受け側の話をされて、それと一体になったものがランプソケットとしてあるのですか。そのように考えてよろしいのでしょうか。

この図だけ見ると、ランプソケットは端子だとか電線を接続する部分がないのです。端子というものの自体がどうなっているのかというのが、この条文に書かれている以上、どこかにあるはずなのですからけれども、私には分からなくて聞いてみました。すみません、戸惑わせて。いかがでしょう。——何か分かる先生方とかオブザーバーの方がいらっしゃいましたら、御発言いただいて結構ですが。

J I Sに書かれているということが、どこかに端子があるのですよね。ランプソケットとこの図に描かれているのですけれども、ランプソケットの受け側というか、差し込まれる側も含めてJ I Sとして規定されている。

○日本照明工業会 ソケット側だけなので、今、図で出ています、いわゆる下の突起ですね……。

○渡邊座長 それが差込みではなくて、そこが端子になっていて、差込みというシステムは、上のランプを差込みというようにとればいいのですね。

○日本照明工業会 はい。

○渡邊座長 分かりました。それだけだと差し込むような形ですが、下の部分が端子になっていて、そこに電線を接続するという構造のように……

○日本照明工業会 そうですね。この図は今、端子みたいに棒になっていますけれども、その部分の構造です。

○渡邊座長 分かりました。私の勘違いで、それを差し込むのかと思っていました。分かりました。よく理解できました。ありがとうございます。

これで保護協調も端子太さというのを合わせるということで結構だと思います。ありがとうございます。

そのほか、何か先生方のほうで御意見、御質問、私のような勘違いでも結構でございますので、不審な点があったら、問題解決する意味で御質問いただければと思います。よろしく願いいたします。

(「なし」の声あり)

特になければ、次の説明に移らせていただきます。それでは、次の説明をよろしく願いいたします。

○事務局（江藤） それでは、8番目でございます。JIS C 8147-2-13、それから追補1ということで、こちらのランプ制御装置—第2—13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項ということでございますが、適用範囲といたしましては、1,000V以下の直流又は交流（50Hz又はは60Hz）電源で、電源周波数と異なる周波数を含む出力周波数で使用するLEDモジュール用の制御装置の個別要求事項について規定されているものでございます。主な電気用品といたしましては、直流電源装置ということでございます。

こちらのほうの主な改正内容といたしましては、箇条2のほうで、この規格と共に用います通則のJIS C 8147-1（ランプ制御装置—第1部：通則及び安全性要求事項）につきましては、常に最新版を引用するようというよう変更となっております。

それから、箇条21につきまして、制御装置に表示する最大動作電圧（U_{out}）の要求事項を追加してございます。

それでは、こちらの整合確認書の御説明をさせていただければと思います。

非該当の部分の御説明でございますけれども、8ページの十三条でございますが、こちらにつきましては、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないと判断いたしましたので、こちらは非該当だと考えてございます。

8ページから9ページにつきまして、第十五条でございますけれども、こちらは始動、再始動及び停止による危害の防止ということで、用品の性質上、不要な始動とか再始動、停止で人体に危害を及ぼすとか物件に損傷を与えるおそれがないと判断いたしまして、非該当が妥当と考えてございます。

それから、11ページ以降の第二十条の1号から4号につきましては、こちらも適用範囲が含まれないものであるということですので、非該当が妥当と考えてございます。

以上、8番の説明でございました。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま、資料2、添付2の8ページの部分、それから資料4―8、ランプ制御装置の内容につきまして御説明いただきました。この御説明いただきました内容につきまして、何か御質問、御意見、コメント等ございましたら、御発言をよろしくお願いたします。釘宮先生、よろしくお願いたします。

○釘宮委員 ありがとうございます。釘宮でございます。

箇条2のところ、この規格と共に用いる通則について、常に最新版を引用するようにしたということが書かれています。確かにJIS C 8147-2-13の追補の1を見ると、対応国際規格も最新版を引用すると記述されているようです。

冒頭で、JIS C 8147-2-13について猶予期間を設けないと説明されたときに、参照規格が期限切れのためといったような御説明があったように記憶しておりますけれども、その辺りと関係があるのかどうか、素人でよく分からないものですから、詳しく説明していただければと思います。よろしくお願いたします。

○事務局（佐々木） 事務局の佐々木から回答させていただきます。

こちら、本日の審議が順調に行った後に、採用された暁にはこのような形になるのですが、資料3の14ページ、上の青色の部分、J61347-2-13（2025）というものが今回審議されているものでございまして、今御説明した内容につきましても、この中のものということですのでございます。

一方で、私から先ほど廃止ということで、猶予期間を設けなかったものにつきましては、この下側のJ61347-2-13（平成29）、こちらのことを申し上げておまして、この61347-2-13（平成29）と一緒に読むことになっている通則である61347-1につきましては、13ページにありますけれども、こちらは令和7年8月30日まで有効ということで、逆に言うと、令和7年8月31日以降は、これを参照することができなくなってしまいますので、この古い規格、2-13の平成29年のほうにつきましては廃止とするのですが、猶予期間につきましては、こちらだけ3年設けても、併せて読む通則1が今年8月末で切れしまいますので、有期期間を設けないという整理でございまして。

○釘宮委員 ありがとうございます。資料3のところにつきましては理解をいたしました。JISの改正で、常に最新の運用をするようにしたというところの経緯について、も

しお分かりでしたら御説明していただけるとありがたいと思います。

○日本照明工業会 箇条2のところの変更については、引用規格のところ、先ほど引用するJIS C 8147-1の2017年版を引用するというように、年号を固定した形で引用してましたので、年号を外しまして、最新版を運用するというような変更に変えたということでございます。

説明になっていますでしょうか。

○釘宮委員 ありがとうございます。つまり、固定させないで、常に新しい技術規格に合うような形にJISのほうも改正されたという理解でよろしいでしょうか。

○日本照明工業会 はい、そのとおりでございます。

○釘宮委員 ありがとうございます。

○事務局（佐々木） 補足いたしますと、個別規格のほうで通則を読む際に、2017とかそういった形で年号を固定する場合についてはそちらを読んで、その記載がない場合については、最新版を適用するというのが一般的なルールになっていますので、ここでのJISに改正においては、最新版では2017と書いてあったものを消したというようになったものと思っております。

○渡邊座長 釘宮先生、よろしいでしょうか。

○釘宮委員 分かりました。ありがとうございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。そのほか何か御意見、御質問、コメント等、先生方のほうからございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

なければ、次に進めさせていただきたいと思います。

それでは、次の説明をよろしく願いいたします。

○事務局（江藤） それでは、資料2、別添2の9番を御説明させていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、JIS C 62841-2-1、手持形の電動工具、それから可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第2—1部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項についてでございます。

適用範囲といたしましては、定格電圧が単相の交流又は直流の場合は250V以下、三相交流の場合は480V以下であって、定格入力が3,700W以下で、手持形電動工具の安全性について規定しているものでございます。

こちらの規格にはダイヤモンドコアドリルを含む手持形のドリル及び振動ドリルに適用するものでございます。また、ドライビットを取り付けてねじを締めるために使用するドリルにも適用されるものでございます。

主な電気用品といたしましては、電気ドリルということでございます。それで、こちらのほうの主な改正内容といたしましては、18.8項が安全重要機能をソフトウェアで制御する場合の機能安全評価の具体的な評価方法を規定しているというところでございます。

続きまして、整合確認書のほうでございますけれども、資料4—9でございます。こちらにつきまして、非該当とする部分について説明いたしますと、第十四条、11ページでございます。使用方法を考慮した安全設計ということで、こちらにつきましては、こういった電動工具が手持型でもございますし、無監視状態での運転が想定されていないということで、こちらの非該当が妥当と判断してございます。

それから、第二十条につきましては、こちら13ページから以降でございますけれども、当該規格の適用範囲に含まれないようなものであるということで、こちらのほうを非該当と考えてございます。

こちらの説明は以上でございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました資料2、添付2の8ページから9ページにかけて、そして、資料番号4—9の整合確認書、手持形電動工具の内容につきまして、先生方から何か御質問、御意見、コメントを含めましてございましたら、御発言をよろしくお願いたします。特にございませんでしょうか。よく使われる電動ドリル、振動ドリル関係でございますが。

(「なし」の声あり)

特に御意見等なければ、全体を通して資料4—1から9まで、本日は9項目の内容につきまして御審議を願ったわけでございますが、何か言い忘れた点、再確認したい点等、御意見等ございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

ウェブの先生方も含めまして、御意見等ないようでございますので、それでは、検討を行いました、本日提案のございました整合規格案につきまして、審査基準に適合しており、整合規格として妥当と判断できる、先生方の御意見を含めまして、そう判断いたしました。技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと考えております。御審議ありがとうございました。

本日の議題につきましては、以上でございますが、先生方から何か御意見等、意見ではなくてコメントでも結構でございますが、ありましたら、御発言をよろしく申し上げます。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、本日予定しておりました議題について、全て審議していただいたと判断いたします。

この後、事務局から何か連絡事項がございましたら、お願いいたします。

○事務局 (佐々木) 本日も活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。次回のワーキングの日程の詳細につきましては、後日調整をさせていただきます。目安としましては、次の電気用品調査委員会が7月に開催されますので、それを受けてということになれば、9月とか10月とかそういった時期になるかと思えます。後日調整させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。委員の先生方、本日は新任の先生方も多くいらっしゃいまして、長時間にわたり御審議いただき、貴重な御意見等をいただきまして、ありがとうございました。

では、以上をもちまして、第26回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了したいと思います。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

——了——